

■ 返戻金制度に関する事項 ■

【返戻金制度】

候補者が入社した日から3ヶ月以内に当該候補者本人の責めに帰すべき事由により退職（自己都合による退職、解雇を含む）にいたった場合には、当社は受け取った紹介手数料を次の比率により返還するものとする。

但し、派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は覚書により別の定めをする場合があります。

- (1)雇用開始日より1ヶ月以内の場合は紹介手数料の70%を返金する
- (2)雇用開始日より1ヶ月以上2ヶ月以内の場合は紹介手数料の50%を返金する
- (3)雇用開始日より2ヶ月以上3ヶ月以内の場合は紹介手数料総額の20%を返金する

以上